



令和7年度 少年自然の家運営方針

島根県立少年自然の家

所長 河本 誠 二

はじめに

かつて多くの子どもたちは、仲間と自然の中で遊びながら、あるいは地域の中で様々な自然体験・社会体験を経験しながら成長する機会に恵まれていました。しかし、都市化・少子化の進行、電子メディアの普及、地域とのつながりの希薄化など社会の激しい変化の中で、これまで身近にあった遊びや体験の場、本物を見る機会が少なくなり、その手立ても継承されなくなってきました。また、物が満ち溢れ、便利・快適・安全な今日の社会では、子どもたちが自ら考えて行動したり、全力を出したりする機会が減少しており、子どもたちの「社会を生き抜く力」を育むためには、目標をもって体験活動などにチャレンジする機会を意図的・計画的に創出する必要があります。

令和3年9月に発表された文部科学省の調査によると、子どもの頃の自然・社会・文化的な体験活動は、自尊感情や外向性、精神的な回復力といった心の健康の基盤を養う上で、重要な意味を持つことが明らかになっています。その中でも、自然環境での体験活動は、人を健康にし、心を丈夫にするだけでなく、後世への豊かな自然を残す意識の育成にもつながると考えられています。また、子どもころの体験が豊富な人ほど、大人になってからのやる気や生きがい、モラルや人間関係構築の資質・能力が高いことが分かってきています。

ここ島根県立少年自然の家では、恵まれた自然環境を生かした野外活動や創作活動などを行っています。また、集団生活を通して学校や家庭では身につけがたい「規律・協同・友愛・奉仕」などの尊さを学ぶ場としても、また多少の「避便・避快・避自由」な状態を経験する場としても適しています。さらに、これから向かうデジタル社会を見据え、その中で豊かに生きることができるように、年齢を問わず県内のより多くの方々にさまざまな体験活動の場を提供しています。

このような状況の中で、「体験活動は人づくりの『原点』である」という認識の下、今年度は次のような理念をもって運営していきます。

◇家三則

- 一 愛こそ教育の根源である 常に笑顔で見守れ
- 一 体験教育を尊重し 自ら額に汗を流せ
- 一 長所の発見に努め ほめる教育に徹せよ

「愛」とは…
人として尊重すること・一人一人を大切に
すること、一緒に同じ方向を向くこと
「笑顔」とは…
相手に元気や安心感を与えること
「体験教育」とは…
将来への生きる力や困難に打ち克つ力を育む
こと
「自ら額に汗」とは…
利用者や施設のためによいと思ったこと、安全
を確保するために、進んで行動に移すこと
「長所の発見」とは…
一人一人の頑張りや成長の様子を見つけるこ
と。団体のわずかな変化を見つけること。
「ほめる教育」とは…
やる気や良さを引き出したり、自信を持たせたり
する言葉を投げかけること

1. 目 標

- 青少年はもとより広く県内外の利用の方々に、自然のすばらしさと共同生活のすばらしさを味わっていただくために、目的や実態に浴った、また安全に配慮した様々な活動プログラムを用意し、心に残る感動的な体験活動となるように全職員で支援する。

2. 基本方針

- (1) 青少年教育を力強く支援する学校及び学校外教育活動としての研修内容の充実を図る。
- (2) おもてなしと感謝の心をもって、組織全体で対応する。
- (3) 利用者に豊かな体験活動を提供するために、主催事業、受け入れ事業、活動プログラムの充実を図る。
- (4) 社会のニーズや課題に応える事業の企画・推進に努める。
- (5) 学校、社会教育関係団体、民間企業、地元、大学等との連携強化を図る。
- (6) 利用促進のための効果的で多様な啓発活動と情報発信に努める。
- (7) 「自然の家」にふさわしい環境に配慮した施設設備と充実、事故の絶無を期する安全管理と保健安全指導の徹底を図る。

3. 主要課題（ミッション）

- (1) 利用者の拡大と満足度の向上 → 研修者数目標 19,000 人
利用者満足度平均 90%以上
- (2) 効果的な振り返り → まず空気を感じ、現状把握：評価（ねらいを意識した連動した振り返り）
- (3) 活動プログラムの改善・開発 → 今日課題や利用者のニーズに対応
アウトリーチ型プログラム参加 300 人

4. 運営の重点（具体的な方策）

（1）主催事業⇒新たなことも大事。だが、今までの自然の家の蓄積を大切に…

感性に訴え心に刻むこと（心を揺らすこと）

1) 子どもたちの「これからの時代を生きる」力を育む場として…

- ・ 幼児や小学生を対象に、年齢や発達段階に応じて楽しみながら野外活動や自然遊び等を体験することにより、忍耐力や対人関係等の社会性を身に付けるための事業を実施する。

（「ジュニア・サマー・キャンプ」「かわいい子には旅をさせよう」等）

2) 家族（親子）の絆を深める場として…（家庭教育支援）

- ・ 幼児、小・中学生およびその家族（親）を対象に、自然体験を通して親子の絆を深め、健全な家族づくりを手助けするための事業を実施する。（「チャレンジ・ザ・サマー」「森と海のつどい」等）

3) ボランティア養成を図る場として…

- ・ 小学校高学年や中学生、高校生、大学生を対象に、ボランティアとしての知識・技能を身に付け、実践意欲や実践的指導力を高める事業を実施する。（イモームズとの連動）

（「ボランティアスタッフ養成講座」等）

4) 青少年社会教育施設での野外体験（キャンプ・バーベキュー等）活動機会の充実の場として…

- ・ より多くの児童・生徒に、野外活動体験の機会を提供する事業を実施する。体験格差を埋める。

（「エンジョイ！アウトドア」「わくわく・ときどき・スプリング」）

5) 施設の利用拡大を図る場として…

- ・ 施設を開放し、少年自然の家の活動プログラムを多くの人々に体験してもらう機会提供するとともに、地域資源を有効活用することで、本施設のよさを知ってもらう事業を実施する。

（「わくわく外遊びデー」「オープンデー（開所 50 周年記念）」など）

☆ 体験活動の普及啓発と公民館等への事前支援・職員研修

- ・ 地域の体験活動支援事業の推進（青少年の家と共催）
- ・ 地域の体験活動における安全教育の推進

（2）入所団体受け入れ事業⇒「問いかけ」の大切さ

1) 研修効果を高める工夫

- ・ 入所団体が研修目的や学級・子どもの実態に応じた効果的な活動ができるように、気軽に相談に応じたり、多様なプログラムを準備・提案したりする。
- ・ 研修目的が効率的に達成できるよう、「利用団体指導者研修」の持ち方を工夫する。

2) 職員間の情報共有の徹底

- ・ 集団の様子や配慮が必要な子どもについて、事前に入所団体の担当者からいろいろ情報を集めて適切な支援につなぐ。
- ・ こまめな連絡（電話、メール、ファックス等）と記録に努める。

3) 親切丁寧、誠意のある対応

- ・ 笑顔を大切に、個々の子どもへの認め・励ましの言葉かけや支援を工夫する。
- ・ わかりやすい説明（短時間で、ポイントを押さえて）を心がける。
- ・ 対応できないことや種々の要望などに対して、きちんと理由を付けて説明するなど適切な対応に努める。

(3) 施設環境・設備の充実⇒すべての基盤

（入所者）安全で安心して思いっきり活動できる施設＝

（職員）安全で安心して思いっきり力を発揮し勤務できる職場

自慢できる教育環境の維持

1) 危機管理体制及び事故の未然防止の徹底

- ・ 入所者の命を最優先に、随時、入所者の人数把握と健康観察の徹底、気象情報等の収集・把握と利用者への提供・注意喚起を促す。
- ・ 気づいたことを共有し、早急に対応。（まずは金を遣わず知恵を使う）
- ・ 自然災害や感染症等における対応マニュアルを職員一人一人が熟知し、人命の安全と被害防止に努める。（重点：危険生物・熱中症対策）
- ・ 事故発生時の緊急及び連絡体制を明確にしておく。＋フォロー体制
- ・ 施設周辺で発生した事件・事故等にも気を配り、入所者・職員に危険が及ばないように努める。
- ・ 防災・消火訓練、救命救急訓練を実施し、緊急有事の場合に備える。
- ・ 食堂スタッフとの連絡会を定期的に行き、安全・安心な食の提供ができるようにする。（重点：アレルギー対応、異物混入防止）

2) 施設安全管理のための環境整備活動の充実

- ・ 定期的に施設・設備の点検・整備と環境整備を実施する。特に閑散期には、念入りな点検と修繕・営繕を行う。（職員の総力で取り組む。仮想の危機感をもつ）

(4) 働きやすい環境づくり（ライフワークバランス）と職員の資質向上

1) チームで、仕事に取り組む。

- ・ 自分のよさ（得意なところ）を生かす。不得手なところや不十分なところは、お互いに助け合う、協力し合う。そして学び合う。
 - 「感謝・尊敬・寛容」の気持ちで接し、お互いのよさを認め合える職場
 - 困り事や悩み事を気軽に相談し合える職場 ※対話と笑顔を大切に
- ・ 「ハウ(報)レン(連)ソウ(相)」の徹底
 - 共通理解の徹底 相談を大切に
- ・ 新しいことにチャレンジする。
 - うまくいかなくても OK。失敗ではない。何もしないことこそが失敗。
- ・ 体調管理と適度な休息を心がける。
 - 年次有給休暇の積極的な取得。趣味やホッとできる時間を大切に。定時退庁の日常化（安全面を除いては完璧を求めない！
事業・対応についての再検討・廃止）

2) 公務員、教育施設職員としての自覚と資質の向上

- ・ 言葉遣い一つにも気をつけ、人権感覚を磨く。
- ・ 各種研修会に積極的に参加し、施設職員としての知識・技能を高める。
- ・ 活動プログラムの指導・支援の方法について職員研修を実施する。
- ・ 来客や業者、電話への誠実な対応に心がける。
 - 来客への明るくあいさつ、入所団体への気持ちのよい出迎えと見送り（心から）

3) 定期的な業務内容の点検と改善

- ・ 入所者への利用アンケート結果を参考に業務遂行の在り方を検討し、入所者の目線に立った支援や管理運営を図る。
- ・ 各主催事業後の評価（振り返り）や計画的かつ定期的な施設評価により改善点を明確にし、より良い施設運営を図る。

(5) 利用促進

1) 自然の家に来てもらうためのきっかけづくり

（自然の家のよさ、体験活動のよさの認識拡充）

- ・ ホームページやブログ、YouTube、LINE（ライン）公式アカウントの活用をする。Instagram の効果的活用。
 - ・ リフレットやチラシを県内の公共施設や道の駅等に設置する。
 - ・ 新聞やケーブルテレビなどマスコミへの働きかけ
 - ・ オープンデー（開所 50 周年記念）、わくわく外遊びデーの活用
- 2) 冬期閑散期の対応
- ・ 通学合宿、部活動（勉強）合宿、企業研修等への勧誘
- 3) 県内のふるさと体験活動（ふるさと教育）を支援
- ・ プログラム立案支援やキャンプの相談、自然の家のプログラムや活動支援のノウハウを広げる。（保・幼・小・中学校、公民館等）
 - ・ 安全な体験活動の推進
- 4) 自然の家の応援団をつくる
- ・ 地元江津市との連携（行政機関、NPO 法人、民間企業等）

（6）今年度の重点課題

★一生に残る学び（わくわく）につながる活動・プログラムデザインを改善・提供

○学力向上につながるという視点をもつ（デジタル社会を生きる力）スムーズにうまく活動できるためのていねいな説明は大切

そこから一歩先に⇒考えさせる場面（個人・集団の思考）が大切。

そのために「問いかける場面」を創出

○就学前の子どもたちへのアプローチ

五感を使って自然を感じ楽しむ場・活動プログラムについて

★地域づくりを担う人づくりに資する青少年社会教育施設という視点をもつ～ボランティア育成を通して～ 開所 50 周年記念をステップとして～人づくり推進事業（ミンチャレ）を通して

今年度のキャッチコピー 『LOVE&FUN』

「何ごとも楽しもう！」そして「自然の家から 温かい空気を広げよう！」

「みんなに愛される施設に。自然の家愛を広げていきたい！」

利用者に最後は笑顔で帰っていただく。そのためには…。

職員も行動だけでなく、気持ちで…。

フラットな気持ちで

一人一人が少年自然の家 みんなで最高の場面を共有しましょう！

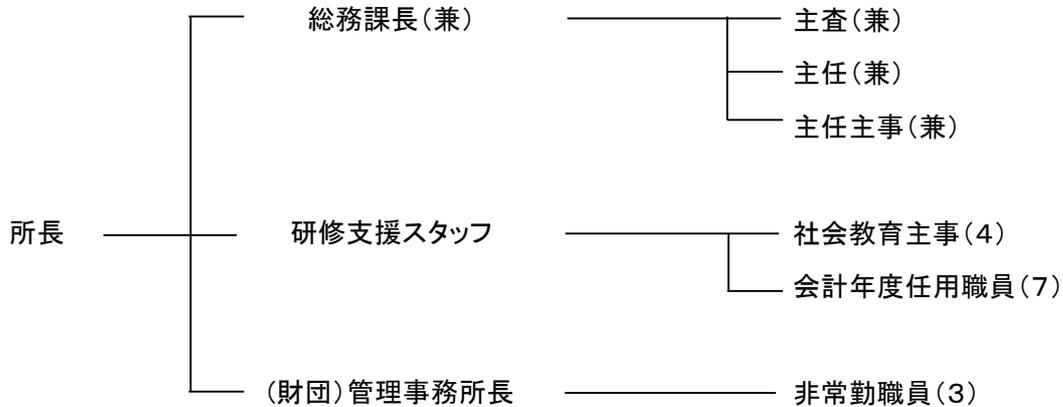
みんなで楽しみましょう！

心と体が元気な人は みんなを元気にする

自分を大切に 家族を大切に 仲間を大切に

令和7年度 組織及び事務分掌

1. 所内組織(※ 財団は公益財団法人しまね文化振興財団)



2. 職員

	職名	氏名	区分	事務分掌
	所 長	河 本 誠 二	県	総括
総務課	課長(兼)	高 塚 隆 宏	県	課内総括
	主査(兼)	高 尾 更 紗	県	課内予算管理
	主任(兼)	田 中 結	県	課内予算管理
	主任主事(兼)	錦 織 柊 二	県	課内庶務・会計
研修支援スタッフ	社会教育主事	錦 織 稔 之	県	研修支援スタッフ総括
	社会教育主事	土 江 美 来	県	研修支援スタッフ総括
	社会教育主事	松 川 成 治	県	研修支援スタッフ総括
	社会教育主事	土 谷 徹	県	研修支援スタッフ総括
	会計年度任用職員	井 田 昭 彦	県	研修指導補助
	会計年度任用職員	山 藤 明 利	県	研修指導補助
	会計年度任用職員	田 中 敬 通	県	研修指導補助
	会計年度任用職員	山 下 美 智 子	県	研修指導補助
	会計年度任用職員	木 村 弘	県	宿泊指導並びに警備業務
	会計年度任用職員	城 山 末 麿	県	宿泊指導並びに警備業務
	会計年度任用職員	宮 内 俊 輔	県	宿泊指導並びに警備業務
管理業務委託	管理事務所長	桑 原 英 寿	財団	事務所総括
	非常勤職員	大澤昌枝(梅原由奈)	財団	会計・施設管理
	非常勤職員	福 富 久 幸	財団	運転・施設管理
	非常勤職員	神 田 智	財団	運転・施設管理

令和7年度 実施予定主催事業概要一覧

※ 写真は過去の主催事業から

No.	事業名	期日・対象・定員	内容	
1	利用団体指導者研修会(前期)	期日:4/24(木) 対象:4月~8月31日入所予定団体担当者 定員:40名		宿泊活動の事前研修、プログラムの作成
2	第1回運営委員会	期日:6/27(金) 対象:運営委員13名		今年度事業計画、運営方針等協議
3	チャレンジ・ザ・サマー	期日:7/19(土)~20(日) 対象:小学生とその保護者 定員:20家族		親子の交流を深めるための夏の体験活動
4	利用団体指導者研修会(後期)	期日:7/24(木) 対象:9月~3月31日入所予定団体担当者 定員:40名		宿泊活動の事前研修、プログラムの作成
5	ジュニア・サマー・キャンプ	期日:8/20(水)~24(日) 対象:小学5・6年生 定員:24名		非日常体験での気づきをもとにした新たな自分の発見・追求、人間関係づくりをめざした長期宿泊体験活動
6	子ども探検隊	期日:10/11(土)~12(日) 対象:小学3・4年生 定員:24名		探検的要素を盛り込んだ自然体験活動
7	オープンデー (開所50周年記念)	期日:10/26(日) 対象:誰でも(高校生以下は保護者同伴)		施設開放による体験活動(野外活動、創作活動、各団体・個人ブース)

No.	事業名	期日・対象・定員	内容	
8	エンジョイ！アウトドア	期日：10/31(金) 対象：西部地区教育支援センター他		炊飯や冒険の森を楽しむ野外体験活動
9	森と海のつどい	期日：11/1(土)～2(日) 対象：小学生とその保護者 定員：20家族		自然の家とアクアスでの体験活動
10	かわいい子には旅をさせよう！	期日：①11/22(土)～23(日) ②12/6(土)～7(日) 対象：小学1・2年生 定員：各回24名		自主・自立の精神を養うための自然遊びや集団宿泊体験活動
11	ジュニア・ウインター・キャンプ	期日：12/26(金)～27(土) 対象：小学5・6年生 定員：24名		人間関係能力を育むため、厳寒期における短期集団宿泊体験活動
12	ボランティアスタッフ養成講座	期日：2/7(土)～8(日) 対象：過去主催事業参加者の小学5・6年生 中学1・2年生 定員：30名		ボランティアの意欲やスキルを高める体験活動
13	第2回運営委員会	期日：2/20(金) 対象：運営委員13名		今年度事業報告、施設整備・修繕報告、今年度の課題協議
14	わくわくどきどきスプリング	期日：3/7(土)～8(日) 対象：ひとり親家庭 定員：20家族		自然体験、宿泊体験活動による親子の絆づくり。
15	わくわく外遊びデー	期日：原則毎月1回開催(日曜日) ※8・10月は除く 対象：誰でも(高校生以下は保護者同伴)		施設を開放し、外遊びや自然遊びを楽しむ家族の体験活動

令和 7 年度受け入れ状況一覧表

		市町村	利用小学校数	全小学校数
出雲地域	1	松江市	4	32
	2	安来市	0	17
	3	出雲市	16	30
	4	雲南市	2	15
	5	奥出雲町	0	6
	6	飯南町	0	4
石見地域	7	浜田市	10	15
	8	大田市	2	15
	9	江津市	7	7
	10	川本町	1	1
	11	美郷町	1	2
	12	邑南町	4	8
	13	益田市	8	15
	14	津和野	2	4
	15	吉賀町	0	5
隠岐地域	16	海士町	0	2
	17	西ノ島町	0	1
	18	知夫村	0	1
	19	隠岐の島町	0	7
		学校	利用学校数	全学校数
20	県立特別支援学校		3	12

令和7年度入所期日一覧表

R7.6.9 現在

4月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
	休所日	休所日	休所日		一般団体18	休所日	休所日	一般団体2					休所日	休所日	高等学校118		保育園18			休所日	休所日	高等学校67	利用団体指導者研修会(前期)		わく外デー	休所日	休所日	一般団体13		

5月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
		高等学校65		一般団体3	中学校24	一般団体9		小学校23	小学校27	保育園56	一般団体10	休所日	一般団体60		小学校106	保育園35	一般団体60	休所日	休所日	保育園25	高等学校12	青少年団体20	特支学校7	わく外デー	休所日	小学校21	小学校100	特支学校4	小学校6		

6月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
	休所日	休所日		小学校105	特支学校6	小学校24	小学校27	一般団体40	休所日		休所日	小学校40	一般団体30	休所日	休所日	休所日	小学校22	小学校40	小学校30	青少年団体125	休所日	休所日	高等学校15	小学校21	小学校53	運営委員会	小学校34	わく外デー	休所日	

7月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
			小学校113	一般団体22	青少年団体40	一般団体10	休所日	高等学校20	休所日																						

8月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
	入所不可日	入所不可日	入所不可日	入所不可日	入所不可日	休所日	一般団体26	一般団体13	高等学校27	休所日																					

9月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
	休所日																													

10月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金		
																</																	

令和 7 年度 施設管理方針について

少年自然の家施設管理運営事業

長年の運営で培ってきたノウハウを基に、利用者ならびに入所者の安全安心に配慮した管理運営を確実に行うとともに、県教育委員会と連携した研修事業や子どもたちが参加する主催事業（自然体験学習事業）にも積極的に取り組む。

また、使用料ならびにシーツ利用料の徴収事務を適切に行うとともに建物、設備等の維持管理を行う。

その他自然の家職員、県担当課と連絡を密にとり協力していく。

1 施設維持管理業務

- (1) 県有自動車の維持管理業務
- (2) 施設設備の維持管理業務
- (3) 環境整備業務
- (4) 野外教育施設・設備・教具の維持管理業務
- (5) 室内活動施設の維持管理業務
- (6) 宿泊棟、管理棟等の維持管理業務
- (7) 給食の維持管理業務
(衛生管理、アレルギーへの配慮、メニュー（食材）の公表と事前の相談対応、新鮮かつ安全な食材確保等)
- (8) その他の維持管理業務

2 施設運営補助業務

- (1) 管理業務（予算執行・管理）
- (2) 施設運営補助業務
- (3) 施設使用料及びシーツ利用にかかる料金の収納事務 ほか

3 主催事業運営補助業務

- ・ 少年自然の家が主催して行う自然体験学習事業の補助

4 令和 7 年度修繕予定

- (1) 宿泊棟冷水器更新
- (2) 消火器一部更新
- (3) 宿泊棟（木星棟）男子洋式トイレ修繕
- (4) ケビン棟（こぐま座）エアコン設置工事
- (5) 体育館 LED 化工事
- (6) 冒険の森遊具更新・改修工事（大木での危機、出雲の国のやしろ）
- (7) ウッドデッキ撤去工事
- (8) 活動センター修繕工事
- (9) キャンプ場道路部分舗装工事
- (10) その他軽微修繕
- (11) 館内照明 LED 化、トイレ様式化（R7 設計、R8 工事予定）

島根県立青少年社会教育施設条例施行規則（抜粋）

平成 3 年 3 月 2 9 日
島根県教育委員会規則第 1 号

（運営委員会）

第 1 3 条 青少年社会教育施設に、その運営に関し、所長の諮問に応じ、又は所長に対し意見を述べるため、運営委員会を置くことができる。

（平 9 教委規則 1 0 ・一部改正、平 1 8 教委規則 2 8 ・旧第 1 2 条線下）

第 1 4 条 運営委員会は、委員 1 5 人以内をもって組織する。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに文化の振興にかかわる有識者のうちから所長が委嘱する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 運営委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定め、その任期は委員の任期とする。

5 委員長は、会議を主催する。

（平 1 0 教委規則 5 ・一部改正、平 1 8 教委規則 2 8 ・旧第 1 3 条線下）

附則（平成 9 年教委規則第 1 0 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

（島根県立少年自然の家条例施行規則の廃止）

2 島根県立少年自然の家条例施行規則（昭和 5 0 年島根県教育委員会規則第 9 号）は、廃止する。

（島根県立少年自然の家の運営委員に関する経過措置）

3 この規則の施行の際現に島根県立少年自然の家の運営委員会の委員に委嘱されている者は、第 1 2 条の運営委員会の委員に委嘱されたものとし、その任期は、第 1 3 条第 3 項本文の規定にかかわらず、この規則による廃止前の島根県立少年自然の家条例施行規則第 9 条第 2 項に規定する任期の残任期間とする。